事　務　連　絡
平成３０年５月７日

都道府県
各　指定都市　ボランティア　担当者　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
ボランティア係長

平成３０年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等について

ボランティア活動の振興については、日頃よりご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、本日、平成３０年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等について（社援発０５０７第２号）が社会・援護局長から都道府県知事等あて通知されたところでありますが、下記にご留意のうえ、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

１　「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等審査表」について
別紙様式により、記入例を参考の上作成ください。また、提出にあたりましては、本審査表のみ電子媒体にて担当者あてご提出ください（従来どおり、推薦調書や活動実績調書等は紙媒体でのご提出でも構いません）。

２　被表彰者等の範囲について
「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状贈呈要綱」（以下「要綱」という。）により、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野は対象外とされております。次の分野はこれに当たりますので、ご留意をお願いします。
○共同募金運動に関する奉仕活動
全国社会福祉大会における社会福祉事業功労者（共同募金運動奉仕功労者及び奉仕団体）に対する厚生労働大臣表彰制度の対象
○国立身体障害者更生援護施設における入所者に対する奉仕活動
国立身体障害者更生援護施設における入所者に奉仕する民間篤志家等に対する厚生労働大臣感謝状の贈呈制度の対象

○精神保健福祉事業に関するボランティア活動
　精神保健福祉事業功労者厚生労働大臣表彰制度の対象
なお、障害者の自立更生のためのボランティア活動は、障害者自立更生等厚生労働大臣表彰の対象となりませんので、本制度の対象となります。
　また、長きにわたり地道な活動を継続されているにも関わらずその功績が評価されないということのないよう、推薦にあたっては、幅広い関係機関・団体からの実情把握などについてご尽力くださいますようお願いします。

３　被表彰等候補者の推薦数について
　要綱に定める候補者数を超えて推薦するに当たっては、今回の表彰でなければならないこと等の特段の事情が明記された理由書（様式自由）を作成し、添付してください。

４　活動年数等について
　要綱により、一定期間の活動年数があることが要件とされていますが、その評価は、単に活動年数だけでなく、その間の活動頻度も勘案することとされています。
　したがって、次のような者は表彰の対象とされませんので、推薦の際にはご留意をお願いします。

(1) 表彰
（ア）個人
○　活動年数が２０年以上の者であっても、活動頻度が原則月１日に足りない場合
○　活動年数が１５年以上２０年未満の者であっても、活動頻度が原則週１日に足りない場合
（イ）グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）
○　活動年数が２０年以上の者であっても、活動頻度が原則月１日に足りない場合
○　活動年数が１５年以上２０年未満の者であっても、活動頻度が原則月２日に足りない場合
○　活動年数が１０年以上１５年未満の者であっても、活動頻度が原則週１日に足りない場合

(2) 感謝状
（ア）個人
○　活動年数が１０年以上の者であっても、活動頻度が原則月２日に足りない場合

○　活動年数が５年以上１０年未満の者であっても、活動頻度が原則週１日に足りない場合

（イ）グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

○　活動年数が１５年以上の者であっても、活動頻度が原則月１日に足りない場合

○　活動年数が１０年以上１５年未満の者であっても、活動頻度が原則月２日に足りない場合

○　活動年数が５年以上１０年未満の者であっても、活動頻度が原則週１日に足りない場合

５　「活動実績調書」について

福祉に関するボランティア活動に対する評価を客観的に行うため、できる限り具体的に、かつ詳細に記入をお願いします。

６　「表彰状」及び「感謝状」の伝達について

代表者につきましては、「平成３０年度全国社会福祉大会」にて伝達する予定でおりますが、代表者以外につきましては、昨年度と同様に、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長に伝達を依頼することとしているので、何卒よろしくお願いします。

なお、詳細については、別途連絡します。

７　そ　の　他

本表彰の対象分野など、疑義のある場合は、予め担当者あて相談してください。

【提出及び問合せ先】
厚生労働省社会・援護局
地域福祉課　ボランティア係　村田・沼
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5253-1111（内線2233）
FAX：03-3592-1459
E-mail：chiikifukusi@mhlw.go.jp